

○出席委員（7人）

林 健 太 委 員 長

梅田宏希副委員長

林 丸 美 委 員

大 西 洋 紀 委 員

千住啓介委員

三 好 宏 委 員

佐々木敏委員

○欠席委員

な し

○証人

明石市総務局税務室市民税長 岡本耕一

元明石市副市長 宮脇俊夫

元明石市副市長 和田満

○議事

- (1) 記録の提出について…………… 2
- (2) 証人尋問
 - ① 岡本明石市総務局税務室市民税課長…………… 2
 - ② 宮脇元明石市副市長…………… 2 0
 - ③ 和田元明石市副市長…………… 3 4
- (3) 次回の委員会審査について…………… 5 0

午前10時 開会

○林健太委員長 ただいまから、地方税法上の守秘義務調査特別委員会を開会いたします。

議事に入ります。

初めに、記録の提出についてご報告いたします。

去る4月20日の本委員会において市長に提出要求を行うことを決定いたしました本件の税情報をツイッターに掲載する契機となった令和4年2月7日の市長と市内企業との面談記録につきまして、令和4年5月2日付にて議長へ提出がありましたことをご報告いたします。

なお、面談記録は、メモ、会議録、音声等について提出を要求いたしましたが、会議録、音声等につきましては、不存在とのこととあります。

委員各位におかれましては、その取り扱いには、十分ご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

本件につきまして、ご意見等はございませんか。

それでは、次に移ります。

証人喚問に入ります。

本日は、3名の証人に出頭いただく予定としております。

まず、岡本耕一市民税課長の証人尋問を行います。午後1時から、宮脇俊夫元副市長の証人尋問を、午後3からは、和田満元副市長の証人尋問を行う予定としておりますので、よろしくご報告いたします。

それでは、証人尋問に入ります。

岡本証人におかれましては、お忙しい中、ご出席くださいまして、誠にありがとうございます。本特別委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定により行うものですが、同条の規定において、証人の尋問に当たり、民事訴訟法の規定が準用されることとなっております。これによって、証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、証言が、証人または証人の配偶者、4親等以内の血族、もしくは3親等以内の姻族の関係、または、その関係にあった者が刑事訴追を受ける、または、有罪判決を受ける事項に関するとき、また、これらのものの名誉を害すべき事項に関するときは、証言を拒むことができます。これらに該当する場合は、その旨を

申し出ていただきますよう、お願いいたします。

もし、これらの正当な理由なく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または、10万円以下の罰金に処せられることとなりますので、あらかじめ、ご承知いただきたいと思えます。

また、証人に証言を求める前に、証人には、宣誓を行っていただきますが、この宣誓につきましても、先ほど説明いたしました証言を拒む場合と同様の理由に該当する場合には、宣誓を拒むことができます。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以内の禁錮に処せられることとなっておりますので、あわせてご承知おきください。

それでは、法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。傍聴人、報道関係者を含め、場内におられる方は、全員ご起立ください。

[全員起立]

○林健太委員長　それでは、証人は、宣誓書を朗読してください。

○岡本証人　宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。令和4年5月10日、岡本耕一。

○林健太委員長　ご着席ください。

では、証人は、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

[証人、宣誓書に署名、捺印]

○林健太委員長　これより証人に証言を求めます。

最初に、委員長から共通項目について尋問を行い、次に、各委員からの尋問を行うこととします。

証人席には、メモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、証人は、必要に応じてお使いください。

なお、委員及び証人は、それぞれ着席したまま尋問及び証言を行っていただいて結構です。

では、はじめに、人定尋問を行います。

あなたは、明石市総務局税務室市民税課長の岡本耕一さんでよろしいですか。

○岡本証人　はい。

○林健太委員長　次に、住所、生年月日、職業につきましても、事前に記入していただきました確認事項のとおりで間違いございませんか。

○岡本証人　はい。

○林健太委員長　それでは、私から主尋問を行います。

徴税吏員の守秘義務について伺います。

徴税吏員に課せられた守秘義務について説明してください。

○岡本証人 地方税法における守秘義務についてですが、徴税吏員のみならず、地方税の徴収に関する事務、また地方税の調査に関する事務に従事している者、従事していた者に対して、その秘密を守秘する義務が課せられております。

○林健太委員長 地方税法における守秘義務と地方公務員法における守秘義務の違いを説明してください。

○岡本証人 税務職員におきましては、まず地方公務員法による守秘義務も課せられておりますし、また、地方税法における守秘義務も課せられております。

○林健太委員長 地方税法の守秘義務が地方公務員法の守秘義務と異なる理由を説明してください。

○岡本証人 地方税の調査や徴収におきましては、納税義務者の方の情報をより他の業務よりも詳しく知ることになります。納税義務者の方からの信頼を損なうことにより円滑な徴税行政を行うことができなくなりますので、地方税法によって、より強固な守秘義務が課せられております。

○林健太委員長 泉市長に地方税法上の守秘義務は適用されますか。

○岡本証人 地方税法の守秘義務は、徴税吏員のみならず、税務情報を知り得た職員全てに課せられておりますので、地方税法上は徴税吏員である市長もその守秘義務が該当するものと認識しております。

○林健太委員長 それでは、税情報の管理について尋問いたします。

市民税の賦課徴収に係る情報は、どのように管理されていますか。

○岡本証人 税情報につきまして、大きく、データと申告書等による紙の2種類で管理をしております。

データにつきましては、市の基準にのっとった管理を、紙の申告書等につきましては、施錠ができる書庫等で管理をしております。

○林健太委員長 情報が漏えいしないように特に気を付けていることはありますか。

○岡本証人 日常の業務や朝礼等を通じまして、職員に対しましては、関係法令等を遵守して守秘義務の徹底について常に指導をしているところでございます。

○林健太委員長 徴税吏員以外が個々の課税情報を知ることは可能ですか。

○岡本証人 徴税吏員以外でも、地方税の調査や徴収に関する事務を扱うことは可能でございます。

○林健太委員長 徴収以外で、徴税吏員が個々の課税情報を知ることは可能ですか。

○岡本証人 徴税吏員は、特に税務職員のうち、その質問検査権や滞納処分権を行使するために権限を付与されている職員となりますので、徴税吏員といたしましては、地方税の調査や徴収に関する事務においてのみ、その秘密、税情報を知ることとなります。

○林健太委員長 それでは、次に、指示系統について尋問いたします。

明石市の決裁規程に基づく市民税課における決裁手順を、担当者から市長まで順に示してください。

○岡本証人 担当者、係長、課長、税務室長、財務部長、総務局長、副市長、市長となっております。

○林健太委員長 以上で私からの尋問を終了し、これより各委員からの尋問に移りたいと思います。

それでは、佐々木委員からお願いいたします。

佐々木委員。

○佐々木敏委員 まず、私からは徴税吏員の守秘義務についてお尋ねをいたします。

市民税課長として、部下に守秘義務の遵守についてどのように周知徹底しておられますか。

○岡本証人 朝礼や、あるいは納税通知書を発送したような機会を捉えまして、地方税法を遵守するように、各職員に対して口頭及び文書で指導のほうをしております。

○佐々木敏委員 続いて、地方税法に規定されている守秘義務を徹底するための研修の頻度及び研修時間はどれくらい確保されておられますか。

○岡本証人 特別に研修といたしましては、年に一度、税務室全体で行うことがございます。あとは、市民税課といたしましては、研修という形よりも、個々の事例を捉えてどのような対応をとるべきか等、OJTを通じた研修のほうを行っております。

○佐々木敏委員 続いて、税情報の管理についてお尋ねをいたします。

徴税吏員以外に個別の課税情報を伝えることはよくあることでしょうか。

○岡本証人 本人の同意や、または、その他の法令で特別の定めがある場合等、税情報を提供することがございます。

○佐々木敏委員 続いて、個別の課税情報が漏えいしてしまうと、市の税務事務全体にどのような影響がございませうか。

○岡本証人 税務事務と申しますのは、納税者の方の信頼の上に成り立っております。

のですので、まず、税務行政が円滑に進まなくなる恐れはあると思います。

○佐々木敏委員 私からは以上です。

○林健太委員長 次に、大西委員からお願いします。

大西委員。

○大西洋紀委員 それでは、証人にお伺いします。

A社の税情報について、お伺いしたいと思います。

今回のA社の課税額に関する資料作成は、課長に指示があったのですか。

○岡本証人 指示のございました12月（下線部は5月27日に訂正許可）20日は、私、一日不在としておりましたので、翌21日に部下から、課税情報の資料を作成するようとの指示がございましたという報告がありました。

○大西洋紀委員 今、いつということをお聞きしたかったんですが、21日と、今、お答えいただきました。そうすると、それは、その部下の方に対して、誰からどのように指示があったものでしょうか。

○岡本証人 市長室の職員から依頼があったというふうに報告を受けております。

○大西洋紀委員 その依頼があった部下の方というのは、直属の部下の方ですね。

○岡本証人 はい、私の部下でございます。

○大西洋紀委員 それで、既に今までのいろいろな質問に対して、従前の尋問の答えから、市長室の職員は徴税吏員じゃないというのがもうはっきりしているわけなんですけれども、徴税吏員でない方から税務室に対してそういう要求があるということに対して答えていったということは、なぜでしょうか。

○岡本証人 その指示については、市長からの指示であると理解しましたので、資料を作成し、報告をいたしました。

○大西洋紀委員 従前の尋問からいきますと、課長がご判断されたというふうに私は理解しているんですが、それは間違いないですか。

○岡本証人 はい、間違いございません。

○大西洋紀委員 話がいろいろと広まる中で、問題があるんじゃないかということで本委員会が立ち上がったわけですが、課長のご判断ということなんですが、ご判断する前に、市長室の徴税吏員じゃない人物から、市長の命令にしても、そういう話があったということ、税務室内の管理職でいろいろ協議することは、なぜなかったんでしょうか。

○岡本証人 本件に関しましては、至急の指示であるという報告を受けましたので、また、市民税課以外にも、税務室の課のほうに同様の依頼がございましたので、

特に確認をすることなく、資料のほうを作成した次第です。

- 大西洋紀委員 今、市民税課以外とおっしゃいましたが、ほかはどういう部門にあったんでしょうか。
- 岡本証人 ついては、資産税課に依頼がございました。
- 大西洋紀委員 従前の尋問で、市長のツイッターの件が発覚してから税務室内の管理職で協議というのか、会議が開かれたと伺っていますけれども、こういう問題が起こらなければ、そういう協議はされなかったんでしょうか。
- 岡本証人 A社の税情報が第三者の方に知られる状況にあるということについて協議を行いましたので、というのが2月14日の協議の内容になります。
- 大西洋紀委員 それでは、元に戻りますけれども、市長室から資料作成の目的についてどのような説明がございましたか。
- 岡本証人 A社の来庁に際しての資料として作成をしてほしいという依頼があったとの報告を受けております。
- 大西洋紀委員 それでは、この資料については、具体的に誰が作成し、誰から市長室のほうへ提出されましたか。
- 岡本証人 私である市民税課長が作成し、私が市長室のほうに提出をしております。
- 大西洋紀委員 この提出の方法なんですけれども、これはメールで行われたんでしょうか。
- 岡本証人 提出の方法を確認しましたところ、メールによりという依頼がございましたので、メールで報告のほうをしております。
- 大西洋紀委員 そのメールは、その依頼のあった市長室の担当者の個人アドレスへ送られたんでしょうか、それとも、市長室の代表アドレスに送られたんでしょうか。というのは、市長室の代表アドレスに送られたとしましたら、より多くの人間が、それも徴税吏員でない他の職員が目にする可能性が高いと思うんですが、どちらでしょうか。
- 岡本証人 それは、市長室の依頼のあった職員の個人アドレスにメールのほうで提出しております。
- 大西洋紀委員 税の情報というのは、非常に大事なことでございますが、こういうようなメールで、この税情報をやりとりすることは、よくあるんでしょうか。それに合わせて、よくあるであろうが、今回は緊急を要したということでしたけれども、情報が漏えいするというようなリスク等はお考えにはならなかったでし

ようか。

○岡本証人　　まず、資料の提出につきましては、提出する先に、どのような媒体が
いいかという確認をした上で、紙媒体であったり、メールであったりという報告
の方法をとっております。今回の税情報に関わらず、メールであれ、紙であれ、
一定のリスクはあるものと認識しております。

○大西洋紀委員　　以上です。

○林健太委員長　　それでは、林委員からお願いいたします。

林委員。

○林丸美委員　　私のほうからは指示系統のほうについてお聞きしたいと思えます。

今回の資料の作成にあたりまして、決裁は、先ほど確認した明石市決裁規程に定
められているとおりに行われてはいないということでもよろしいでしょうか。

○岡本証人　　この市長への報告資料について決裁が行われていないかということ
でしょうか。

○林丸美委員　　はい。

○岡本証人　　はい、決裁はとっておりません。

○林丸美委員　　その決裁を不要と判断した根拠について、先ほど市長の指示という
認識だったというご発言がありましたけれども、もう一度確認させてください。

○岡本証人　　市長への資料の提出については、まず、決裁規程において定められて
もおらず、また、市長からの指示に基づいて市長に直接報告する資料でございま
したので、決裁の必要性はないものと認識して運用しております。

○林丸美委員　　先ほどそういった規程はないということですので、決裁を不要とす
る内部のマニュアルなどもないということでしょうか。

○岡本証人　　私の認識の中ではございません。

○林丸美委員　　今回の件を税務室長に報告されたのは、いつでしょうか。

○岡本証人　　21日になります。

○林丸美委員　　資料を提出される前でしょうか、後でしょうか。

○岡本証人　　資料を提出し、すぐに室長のほうに、この旨の資料を提出しましたと
いう報告をしております。

○林丸美委員　　今回のように、上司に報告する以前に資料を作成し、提出するよう
なことは、よくあることなんでしょうか。

○岡本証人　　基本的には、まず、資料提供につきましては、税務室としての回答と
なりますので、上司並びに税務室の管理職で共通認識をした上で報告書等の作成

はしております。

○林丸美委員　今回は至急でということで、今回のような手順を踏まれたということでしょうか。

○岡本証人　その認識で作成、報告をいたしました。

○林丸美委員　財務部長や総務局長、副市長への報告はいつ行われましたか。

○岡本証人　この資料の提出をしたことについては、報告は行っておりません。

○林丸美委員　分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○林健太委員長　次に、千住委員からお願いいたします。

千住委員。

○千住啓介委員　それでは、私のほうからA社の税情報について、尋問させていただきたいなと思います。

市長室の係長に資料を提出するということは、徴税吏員でない者が税情報を取り扱うということになると思うのですが、その認識はありましたでしょうか。

○岡本証人　市長への報告をする資料を係長にメールを送信するという状況であるということは、認識しております。

○千住啓介委員　A社の税情報が、いわゆる徴税吏員でない者がいわゆる秘密事項であることを目にするということですので、そこは、何かしらの、これは少しまずいのではないのかなあという、そういった認識はなかったということによかったでしょうか。

○岡本証人　法的見解になる部分につきましては、回答のほうを差し控えさせていただきます。

○千住啓介委員　ということは、係長が目にするということは認識していたということによかったですね。

○岡本証人　可能性はあるという認識はございます。

○千住啓介委員　次にいきますね。市民税課長として、徴税吏員でない者が税情報を取り扱うことは、地方税法の守秘義務に抵触する可能性があるかと認識しておりましたか。

○岡本証人　地方税法に抵触するかどうかにつきましては、法的見解となりますので、回答のほうは差し控えさせていただきます。

○千住啓介委員　法的見解というんですけども、当時、ある程度の業務をするにあたって、ある程度の認識がないと、これをしていけないという判断はあるかと思

うんですね。その当時は、これは法に抵触するんじゃないかという認識はあったのか、なかったのか。そうでないと業務はできないと思うんですけどね。そこは、課長としてどういうふうな認識をしていたのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○岡本証人 市長の指示のもと、提出の依頼のあった資料でしたので、問題はないものということで、報告資料のほうを提出しております。

○千住啓介委員 次、いきます。

今回のA社の課税情報に係る資料作成と同様の資料を作成することは、よくあるのですか。

○岡本証人 指示がございましたら、作成をすることがあります。

○千住啓介委員 この度、私のほうで、この委員会での公式な資料にもなっておりますが、A社以外の課税情報がありました。どのような資料かというのは認識されておりますか。

○岡本証人 はい。

○千住啓介委員 その資料の件でお伺いしたいんですが、その資料、まずは44社の特定工場の税情報が載っている資料があったと思うんですが、これは誰の指示で作られたのか、お聞かせいただけますか。

○岡本証人 それにつきましては、SDGs推進室の職員から依頼がございました。

○千住啓介委員 それを作ったのは誰ですか。

○岡本証人 私でございます。

○千住啓介委員 次に、別の資料の話を見せてもらいます。私の調べるところ、令和3年の春ぐらいだったと、今から1年ぐらい前だったと思うんですが、恐らく5社の税情報が書かれた資料がございます。黒塗りのものであります。5社なのか、年代なのか、分からないけど、5行あります。それは誰の指示で誰が作ったのか、お聞かせいただけますか。

○岡本証人 市長室の職員からの依頼で、私が作成しております。

○千住啓介委員 その資料作成の目的は認識されておりましたか。

○岡本証人 目的について、その時確認したかどうかは、すいません、記憶があやふやですので、ちょっと分かりません。

○千住啓介委員 私からは以上でございます。

○林健太委員長 次に、三好委員からお願いします。

三好委員。

○三好宏委員　　では、私のほうから尋問をさせていただきます。

税情報のツイッターへの掲載についてということで、まず、市長のツイッターに税情報が掲載されたことを課長が知ったのはいつですか。

○岡本証人　　私、個人的には、2月13日に知りました。

○三好宏委員　　で、翌日、課内で協議をしたということですね。

○岡本証人　　税務室の管理職でこの問題について共通認識を図ったということになります。

○三好宏委員　　課長は、その掲載されているっていうことは、どんな経緯で知ることになりましたか。

○岡本証人　　個人的に市長のツイッターを拝見して、知ったということです。

○三好宏委員　　市長の指示により作成された資料がそのまま掲載されたというふうなことですか。

○岡本証人　　あの資料が私の作成した資料そのままかどうかという答えにつきましては、守秘義務に抵触する恐れがございますので、回答を差し控えさせていただきます。

○三好宏委員　　守秘義務に抵触されますか。されると認識されているんですか。

○岡本証人　　はい。

○三好宏委員　　分かりました。

では、ツイッターへの投稿が削除されたってというのを、いつだったかっていうのは把握されていますか。

○岡本証人　　いつだったかは明確には覚えておりません。

○三好宏委員　　削除することとなった経緯っていうのは、課長はご存知ですか。

○岡本証人　　いえ、直接お伺いしておりません。

○三好宏委員　　どのような理由で削除する判断をされたかっていうのは、全く把握していないということですね。

○岡本証人　　はい、ご質問のとおりです。

○三好宏委員　　それは、なぜ、どこで削除されることが決まったかっていうこともご存知ないですか。

○岡本証人　　はい。ツイッターの削除について、ちょっと私は存じ上げておりません。

○三好宏委員　　それは、税務室なんかで協議した中では、削除をするべきではないのかとか、削除に値するんじゃないかなってというようなお話は、市長室のほうに

は、そういう情報は入っていない状況ですか。

○岡本証人 14日に税務室の管理職で共通認識した後に、市長のツイッターにこのような情報が載っておるということを市長室等に報告をしております。

○三好宏委員 載っているよっていうことは伝えた。

○岡本証人 はい。

○三好宏委員 それが守秘義務違反に当たるか、当たらないか、微妙なラインじゃないのかなってというようなコメントなんかは特になかったですか。

○岡本証人 はい。

○三好宏委員 では、次です。

市民税課長として、ツイッター上に個別の企業の税の納付状況が公開されることは、地方税法の規定に抵触する可能性があるっていうことは認識されていましたか。

○岡本証人 税情報につきましては、第三者が容易に知る情報ではないという認識はございます。

○三好宏委員 ということは、抵触する可能性があるかもしれないというふうには認識はされていたってということですか。

○岡本証人 可能性があるかもしれないという認識はございます。

○三好宏委員 市民税課長は、地方税法の守秘義務が守られているかどうかについて常に判断すべき立場にあるのではないですか。

○岡本証人 常にあると思っております。

○三好宏委員 そのお立場から言うて、やはり少し問題があったのかなというふうな認識であったってということなんですか。

○岡本証人 市長のツイッターに関してになりますので、私が判断できるものではないという認識もございます。

○三好宏委員 議員から要求された公文書公開請求に対して、地方税法の規定により公にすることができない情報であるという理由により法人の税額を公開しないこととする決定をしていますが、この判断はどなたが行ったんですか。

○岡本証人 税務室としての見解でございます。

○三好宏委員 それは、室で協議して、この部分は黒塗りのほうが適切だという判断をされたということですか。

○岡本証人 公文書公開の規定にのっとり判断しております。

○三好宏委員 次に、ツイッターへの課税情報掲載について、市役所のほかの職員

や市民からの指摘っていうのはあったのですか。

○岡本証人 お電話等でお伺いしたことがございます。

○三好宏委員 それは、市の職員の方からですか、それとも市民の方からですか。

○岡本証人 一般の市民の方等から、こういう状況だというお電話は受けておりません。

○三好宏委員 それは、1件だけっていうことですか。

○岡本証人 いえ、数件でございますが、詳しい数については、明確に覚えておりません。

○三好宏委員 すべて電話で連絡があったっていうことですか。

○岡本証人 私が対応させていただいたのは、全て電話によるものであります。

○三好宏委員 職員からは特になかったんですか。

○岡本証人 職員から特にそのような、私に対して指摘があったという記憶はございません。

○三好宏委員 では、一般市民の方から少しこれはまずいんじゃないかなっていうような指摘があったと、電話があったというところですが、ほぼほぼ数件あった皆さんは、そういう内容のお電話であったっていうふうなことですか。

○岡本証人 個別の事例になりますので、ちょっと回答のほうを差し控えさせていただきます。

○三好宏委員 今の答弁の中では、ほぼほぼそういう件数が多かったかなあというふうには推察しますが、そこはやっぱりお答えできないっていうことですか。

○岡本証人 はい。

○三好宏委員 分かりました。

以上で終わります。

○林健太委員長 次に、梅田副委員長からお願いいたします。

梅田副委員長。

○梅田副委員長 私のほうから数点お聞きします。

ツイッターへの税情報掲載について税務室の管理職で協議を行ったと税務室長が証言をいたしました。再確認ですが、ツイッターに載ったのを知ったというのは、何月何日ですか。

○岡本証人 私が知ったのは2月の13日になります。

○梅田副委員長 管理職が集まって協議をしたというふうに室長も言っておりました。参加者全員のお名前、役職をお聞かせください。

- 岡本証人 恐れ入ります。私は、2月14日につきまして、当日不在としておりましたので、報告を受けたのは、税務室の管理職が集まってその協議を行いましたという報告を受けております。
- 梅田副委員長 そうしたら、岡本市民税課長は、管理職が集まった席にはいなかったということですか。
- 岡本証人 はい。
- 梅田副委員長 協議の内容については、どのような内容の協議があったとお聞きしていますか。
- 岡本証人 この状況について確認をし、財務部長、総務局長、政策部長、広報部長に報告をしますという協議を行ったということですか。
- 梅田副委員長 協議の内容で報告しなければならないということは、一般的な報告をしなくてもいいという協議ではなかったかと思うんですが、報告をした内容とその理由についてお答え願えますか。
- 岡本証人 総務局長等に報告をした内容と理由についてということですか。
- 梅田副委員長 はい。
- 岡本証人 報告をしたという事実は、後日、私、伺っておるんですけども、その理由等については、ちょっと聞いておりませんので。
- 梅田副委員長 理由は述べられないということですか。
- 岡本証人 私がそのことについては聞いていないので、答えを持っていないということですか。
- 梅田副委員長 その協議についての報告を受けたということは、その内容についても問題があるから報告を受けたと思うんですが、どのような問題があるというような報告だったんですか。
- 岡本証人 課税情報が第三者に分かる状態であるということを経済協議したということですか。
- 梅田副委員長 分かる状態にあるということは、公にこの情報が漏れるということになると思うので、守秘義務についての認識があって報告をしたと思うんですが、その辺の判断についてどのようにお考えですか。
- 岡本証人 どのような判断の上で最終的に上司へ報告したかにつきましては、その旨は、私、その報告と申しますか、その旨については伺っておりませんので、すいませんが、回答のほうは差し控えさせていただきます。
- 梅田副委員長 先ほど、室長、それから総務局長に報告に行ったというのは、市

長に進言をしてくださいということで、目的はその辺りにあったんですか。

○岡本証人 これについては、まず、この状態について共通認識を持ったほうがいいであろうということで報告のほうをしております。

○梅田副委員長 その際には、守秘義務に抵触する恐れがあるということも、市民税課長としての責務だと思うんですが、それもポイントとしては入れたんですね。

○岡本証人 その守秘義務についても言及されているかどうかについては、ちょっとすいません、私、存じ上げておりません。

○梅田副委員長 職務上、その点を確認するという責任があると思うんですが、ただこういうのが載っているというだけではないと思うんですね。その辺のポイントを押さえた報告でないと意味がないと思うんですが、その辺はいかがですか。

○岡本証人 まず、このツイッターの状態を報告した上でご判断をお願いしたいという旨で報告を上げているという認識でございます。

○梅田副委員長 税法務担当の弁護士さんは何人いらっしゃいますか。

○岡本証人 まず、直接よくお話する方はいらっしゃいますが、すいません、人事の任命権的に税務に関する弁護士職員っていうのが何名かというのは、すいません、私、今、正確な数字は認識しておりません。

○梅田副委員長 税法務担当の弁護士さんっていうのはいるんですね。

○岡本証人 弁護士職員はいらっしゃいます。

○梅田副委員長 このたびの、先ほども出ておりましたが、本年の3月25日に、本件に関する公文書部分公開決定通知書というのが請求した議員のもとに提出されました。その公文書の一部公開の部分、また公開しないこととする理由というところが書かれておりますが、これについては、3点理由があると書いております。この3点の理由は、全て明石市情報公開条例の第11条第5号と第4号、そして法人の不利益になる恐れがあるということと、付け加えて3項目の公開できないという理由を付けて、個別の情報に関するところは、企業名も含めて、数値も全て黒塗りで全て出されておりました。

それを考えた場合は、公文書公開を要求した場合には全て黒塗りで出てまいりますが、ツイッターに載っていたのは全て修正をしておりますでした。おまけに、特徴のあるところに色を付けて識別をしておりました。公文書公開請求をしたものとツイッターの文書とは明確に違うわけですが、こういうことについて、法的な問題はあるのか、ないのかということ、担当弁護士さんに相談を持ちかけましたか。

- 岡本証人 公文書公開の決定をする上におきましても、弁護士職員と相談をした上で税務室としての回答を作成、決定しております。
- 梅田副委員長 それは、公文書公開請求があった場合ですね。
- 岡本証人 本事案で公文書公開のことにつきまして、相談をしております。
- 梅田副委員長 ツイッターの件も相談をしたんですか。
- 岡本証人 ツイッターの件につきましては、報告のほうはしております。
- 梅田副委員長 報告ですか。
- 岡本証人 はい。
- 梅田副委員長 見解を求めて、法的な見解のもとでの、自らの行動についての法的な見解は求めてないのですか。
- 岡本証人 求めておりません。
- 梅田副委員長 法的なことについて見解を求めてない、報告だけをしたのですか。
- 岡本証人 このような状況になっておるといふ。
- 梅田副委員長 状況になっておるといふ報告だけをしたんですか。
- 岡本証人 報告、相談のほうをしております。
- 梅田副委員長 法的な見解については聞いてないということですか。
- 岡本証人 はい。
- 梅田副委員長 ということは、全国47都道府県、1,800近い市町村の中で最大の12名の弁護士さんがいらっしゃって、税法務担当で複数名の弁護士さんがいらっしゃると。この法律的な専門家でございますが、この方々に見解を求めてないということになります。それで間違いはないんですね。報告だけをしたが、法的な見解は求めてない。
- 岡本証人 この事例について、個別具体的にどのような対応するべきかというように、税務室としての見解は求めておりません。
- 梅田副委員長 これが事実関係ですね。
- 次に、兵庫県の市町振興課からもツイッターにこのようなものが載っていますよという報告があったのはいつでしょうか。
- 岡本証人 2月の17日であったと記憶しております。
- 梅田副委員長 問題がなければ県からの報告はないと思うんですが、その県からの報告の内容についてお答えください。
- 岡本証人 県からにつきましては、ツイッターの状況がこのような課税情報が載っていますが、市民税課というか、明石市はそれをご存じですかというようなお

電話でした。

○梅田副委員長　　ご存じですかですか。

○岡本証人　　はい。

○梅田副委員長　　それだけ。

○岡本証人　　はい。

○梅田副委員長　　問題がなければ県からこのような連絡はないと思うんですね。ですから、載っているというだけの通知が、何かの守秘義務違反の恐れがありますよというようなことは言ってないということですか。

○岡本証人　　そのお電話では、もうご存じですかというようなことのみでございます。

○梅田副委員長　　ご存じですかのみですか。

○岡本証人　　はい。

○梅田副委員長　　はい、分かりました。

○林健太委員長　　以上、各委員からの尋問は終わりましたが、この際、確認しておきたい事項がある委員はおられますか。

千住委員。

○千住啓介委員　　少し尋問させていただきたいと思います。

先ほど他の委員から、市民から電話があったという回答があったんですが、行政職にとって個人情報とは絶対漏らしてはならないと、私自身はそう認識しております。よりによって法人の税額を全世界に発信をしてしまいました。このことによって、賦課徴収業務に支障が出ると私は考えております。現に、私のところにも、どうなっているんだという苦情の電話がありました。現に、今、市に電話があったというふうな話ですが、そこで、今後、賦課徴収業務に支障が出ると考えておりますか。

○岡本証人　　支障が起こらないよう、信頼回復を目指して、我々は、税務室としては、関係法令等を遵守して公平公正な賦課徴収を行っていくことが責務であると考えております。

○千住啓介委員　　信頼回復をするために頑張るというふうなお答えでしたが、という事は、信頼をある程度は失ってしまった部分もあるんじゃないかというのは、室としては認識しておるということですか。

○岡本証人　　納税義務者や市民の方に信頼いただくというのは当然のことでございますので、常日頃からそのような指導はしているところでございます。

- 千住啓介委員 次に、もう一点、税に携わる課長としてお聞きしたいんですが、いわゆるこういった税情報をもって市の政策判断をすることが、今までにあったのか。というのも、いわゆる多く税金を納めている法人、人と、少なくあんまり納めていない人、ここの納めている、納めていないの大小で政策的な判断をするということは今までにあったんでしょうか。
- 岡本証人 税部門においてというご質問でありましたら、特にその納税額の大小によって何か差異があるものではないと考えております。
- 千住啓介委員 税部門でだけでなく、その政策全体の話で、税の税額の大小において政策判断をしていくっていうことは、健全な市政運営であるとお思いでしょうか。
- 岡本証人 そこにつきましては、私のほうではちょっと見解を持っておりませんので、回答を差し控えさせていただきます。
- 千住啓介委員 以上です。
- 林健太委員長 ほか、ございますか。
- 梅田副委員長。
- 梅田宏希副委員長 先ほど大西委員からの質問の中で、市長室の職員から直接、課長が不在でしたかね、部下に連絡があったということですが、市長室の誰から連絡あったんですか。
- 岡本証人 すいません。個人名につきましては、差し控えさせていただきます。
- 梅田宏希副委員長 役職はなんですか。
- 岡本証人 係長です。
- 梅田宏希副委員長 もう一点、先ほどもお聞きしましたが、複数の税法務担当の弁護士さんがいらっしゃる中で、こういう情報公開請求した場合は、こういう黒塗りでありながら、ツイッターにはもう全文が出てたということについて、弁護士に報告はしたが相談はしてないとおっしゃいましたが、これは、相談しなくても、明らかに、管理職が集まって協議したときに、これは弁護士に相談するまでもなく、明らかな懸念があると判断したということによろしいんですか。上司に報告していますけど。
- 岡本証人 このツイッターの状況につきましては、上司に報告をした上で、ツイッターに載せたことにつきましては、市長のご判断によるものであると認識しておりますので、税務室としての相談はしていないということになります。
- 梅田宏希副委員長 そうしたら、先ほどメールでのこのやりとりに一定のリスク

があるというようにおっしゃいましたが、常任委員会では、市長の責任と判断において行ったものと認識しておりますという答弁で終わりましたけれども、市民税課長として、公文書で出たものとツイッターで出たものの明確なこの違いを見て、これのいわゆる地方税法上の守秘義務というのは、2年以内の懲役刑と100万円以下の罰金という非常に厳しい、地方公務員法の倍の処罰をされるというところの税務に関わっていらっしゃる、その課長から見て、公式に求めた場合は全て黒塗り、しかし、ツイッターで出たものは国内外、全世界にあの情報はそのまま流れるわけですので、市長の責任で行ったというような判断よりも、市民税課長という立場でこれを見た場合に、どのように市長の責務でやったというだけではなくて、個人的なことを聞いているわけではありませんが、市民税課長としてこの現実を見たときに、これはどのように見解を持ったのかということをお聞かせください、課長として。

○岡本証人 これにつきましては、おっしゃるように、公文書公開条例での状況とツイッターに載っておる状況が相違をしておることがございます。これの二つの相違については、法的な見解の部分があると思いますので、違法かどうか、守秘義務違反であるかどうかにつきましては、法的見解に当たる部分となりますので、回答のほうは差し控えさせていただきます。

○梅田宏希副委員長 これを税務職員が行ったとしたら、どのような判断、指示を課長としてされるかという角度で考えたらいかがですか。

○岡本証人 職員がしたらという仮定のご質問になりますので、それについてお答えのほう差し控えさせていただきますが、このような一般的に税情報というのは、委員おっしゃるように、一般的な情報よりも守秘義務が課せられているものですから、その守秘義務については、常日頃より遵守するようという指導は行っておるところです。

○林健太委員長 ほか、ございますか。

以上で岡本証人への尋問を終了いたします。

岡本証人におかれましては、長時間ありがとうございました。

それでは、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

お疲れさまでした。

午前10時56分 休憩

○林健太委員長 地方税法上の守秘義務調査特別委員会を再開いたします。

これより、証人尋問に入ります。

宮脇証人におかれましては、お忙しい中、ご出席頂きまして、誠にありがとうございます。本特別委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第 100 条の規定により行うものですが、同条の規定において、証人の尋問に当たり、民事訴訟法の規定が準用されることとなっています。これにより、証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、証言が、証人または証人の配偶者、4 親等以内の血族、もしくは 3 親等以内の姻族の関係、または、その関係にあった者が刑事訴追を受ける、または、有罪判決を受ける事項に関するとき、また、これらのものの名誉を害すべき事項に関するときは、証言を拒むことができます。これらに該当する場合は、その旨を申し出ていただきますよう、お願いいたします。

もし、これらの正当な理由なく証言を拒んだときは、6 か月以下の禁錮または、10 万円以下の罰金に処せられることとなりますので、あらかじめ、ご承知いただきたいと思っております。

また、証人に証言を求める前に、証人には、宣誓を行っていただきますが、この宣誓につきましても、先ほど説明いたしました証言を拒む場合と同様の理由に該当する場合には、宣誓を拒むことができます。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3 か月以上 5 年以内の禁錮に処せられることとなっておりますので、併せてご承知おきください。

それでは、法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。傍聴人、報道関係者を含め、場内におられる方は、全員ご起立ください。

[全員起立]

○林健太委員長 証人は、宣誓書を朗読してください。

○宮脇証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。令和 4 年 5 月 10 日、宮脇俊夫。

○林健太委員長 ご着席ください。

それでは、証人は、宣誓書に署名、捺印をお願いします。

[証人、宣誓書に署名、捺印]

これより証人に証言を求めます。

最初に、委員長から共通項目について尋問を行い、次に、各委員からの尋問を行うこととします。

証人席には、メモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、証人は、必要に応じてお使いください。

なお、委員及び証人は、それぞれ着席したまま尋問及び証言を行っていただいで結構です。

では、はじめに、人定尋問を行います。

あなたは、元明石市副市長の宮脇俊夫さんですか。

○宮脇証人 はい、その通りです。

○林健太委員長 次に、住所、生年月日、職業については、事前に記入していただきました確認事項のとおりで間違いありませんか。

○宮脇証人 はい、その通りです。

○林健太委員長 それでは、私から主尋問を行います。

まず初めに、徴税吏員の守秘義務について伺います。徴税吏員に課せられた守秘義務について、説明してください。

○宮脇証人 税の徴収及びその関連する税執行権限を伴う徴税吏員については、法律により、その守秘義務が課せられておると理解しております。

○林健太委員長 地方税法における守秘義務と地方公務員法における守秘義務の違いを説明してください。

○宮脇証人 いずれも、基本的には、公務員が法律に定められた秘密を守る義務、これが課せられているのは同様の趣旨であると理解しております。ただ、特に税は、行政運営の根幹となる税金でありまして、市民の信頼というのが非常に大事だという視点から、特に別に特別法的な関係により、税法により厳しい守秘義務が課せられておると理解しております。

○林健太委員長 副市長は、地方税法の守秘義務は課せられていますか。

○宮脇証人 副市長としての職務上、税も所管しておりますので、当然、私も、税につきましても守秘義務が課せられておると理解しております。

○林健太委員長 泉市長は、地方税法の守秘義務を課せられていますか。

○宮脇証人 同様に、市長は市政全般を所管しております。当然、税も入っておりますので、課せられておると理解しております。

○林健太委員長 次に、税情報の市長ツイッターへの掲載について尋問を行います。

税情報が市長のツイッターへ掲載されたことを知ったのはいつですか。

○宮脇証人 確か、ツイッターに市長が上げられたのが、2月12日だったと思うんですけども、その翌週の週明けの月曜日、2月14日に知ったと思います。

○林健太委員長 どのような経緯で知ることとなりましたか。

○宮脇証人 当時の政策部長より、こういうふうに市長が上げられていますと画面を見せてもらいながら報告を受けたと記憶しております。

○林健太委員長 投稿について事前に市長から相談等はございましたか。

○宮脇証人 ございません。

○林健太委員長 投稿後、市職員から相談等はございましたか。

○宮脇証人 2月の14日にまず画面を見て報告を受けた何日か後、2月18日であったと思いますが、税制課長と市民税課長が、ちょうど前日に県からこういうツイッターが出ておるが承知しておるかという確認的な連絡が税にあったということで、18日に税制課長と市民税課長が報告に来たと記憶しております。

○林健太委員長 税情報投稿に係る問題点が指摘された後、市長から相談等がありましたか。

○宮脇証人 ちょっとご質問を確認させていただいてよろしいですか。

○林健太委員長 はい。

○宮脇証人 税情報の問題点が指摘されたというのは、いつの時点の、どの内容を、今、指されておられるのでしょうか。

○林健太委員長 税情報が、議会でもそうですし、先ほど申し上げられました課長からの報告があったところもそうですし、その税情報に関する問題点が指摘された後の消されるまでの間でございます。

○宮脇証人 一点、まず、税の2課長からは、問題点というよりも、市長がツイッターに載せられておる件について県から確認の電話がありましたと、載っておることを承知しておるかという確認の電話がありましたという報告でございます。

その後、3月議会本会議質問等で問題点を指摘される趣旨のご質問があった時点かと思いますが、個別に市長から相談等はございませんでした。

○林健太委員長 それでは次に、市長とA社との面談について尋問いたします。ツイッターへの税情報投稿のきっかけとなった2月7日の面談には、副市長は同席されておりましたか。

○宮脇証人 しておりません。

○林健太委員長 事前に面談の目的については把握されておりましたか。

○宮脇証人　　主な内容につきましては、確か政策部長からであったかと思いますが、
　　こういう面談予定があるという報告は受けておりました。

○林健太委員長　　同席されなかったのはなぜですか。

○宮脇証人　　通常、企業等々、関係者等との面談におきましては、通常は市長でし
　　たら市長、副市長対応でしたら副市長対応という形で、まれな具体的な実務に関
　　わる部分とかがあれば私も同席しますが、普通は、市長か副市長対応という形で
　　させていただいております。

○林健太委員長　　その後、同席していた市長室長からの報告はございましたか。

○宮脇証人　　特段、具体的には、主な項目について、市長と企業さんと話が、概ね
　　その線に沿って進んだというようなことの概要の口頭報告は受けた記憶がござい
　　ます。

○林健太委員長　　A社との面談は定期的に行われていますか。

○宮脇証人　　A社の市内工場の方については、確か定期的に年末とか年始とか、ご
　　挨拶という趣旨で、ほとんど副市長対応ということで、面談といいますか、お会
　　いは定期的にさせていただいておったと記憶しております。

○林健太委員長　　先ほど副市長対応とお答えいただきましたけれども、このときに
　　市長が対応されている理由は、何か伺っておりますか。

○宮脇証人　　水上バイクの件とか、ちょうど当時、その企業さんとお話するタイミ
　　ングがありまして、まちづくり上、重要な案件でありましたので、市長が直接お
　　話する段で話をする事になったと思います。

○林健太委員長　　2月の面談に先立って行われた12月の面談には同席されました
　　か。

○宮脇証人　　しておりません。

○林健太委員長　　12月の面談の目的は事前に把握されておりましたか。

○宮脇証人　　確か、もう12月のことですので申し訳ございませんが、先ほどと同
　　じように、面談の予定する内容と、簡単な結果報告は聞いておったと思います。

○林健太委員長　　以上で、私からの尋問を終了し、これより各委員からの尋問に移
　　りたいと思います。

　　まず、大西委員からお願いいたします。

　　大西委員。

○大西洋紀委員　　証人にお伺いします。

　　私からは税情報の市長ツイッターへの掲載についてというのが主でございます。

市長のツイッターへの投稿を知られたときに、副市長としての役職として、どのような問題点を認識されましたでしょうか。

○宮脇証人　私の市長ツイッターの基本的な認識としましては、市長という公人としてではありますが、あくまでも個人的に投稿をされておるといふふうに認識しておりました。先ほどお答えしましたように、2月の18日であると思えますけれども、税の2人の課長が報告にまいりました。そのときに、2人の課長に話はしたんですけども、ちょっと県から確認ということですけども、県の市町振興課から直接電話があったということで、少し心配げにしておりました。ただ、私が、税の課長、税職員全体ですけど、その時直接話をさせていただいたのは、そもそも、この税資料については、面談用の関連資料として市長から指示があって税が作成した、この点については私は何ら問題はないと考えると。あくまで、市長がツイッターに投稿した件については、市長が個人として判断して行ったことであるので、これについて、税の職員はじめ関係職員が、それについて何ら関係とか、責任を問われることは一切ないから、もう心配せんようにと。あとは市長が対応されるものであるというふうな話をいたしました。そういう考えでございます。

○大西洋紀委員　それではですね、今、ご認識をご答弁いただいたんですけど、その際にですね、副市長として市長に対して、どのように対処するというような、進言を、まず、されたのか、されなかったのか。

○宮脇証人　進言はしておりません。

○大西洋紀委員　されていない。

○宮脇証人　はい。

○大西洋紀委員　それは特に理由はなくですか。

○宮脇証人　先ほども申しましたとおり、市としてではなく、個人として上げられたものでありますので、ツイッターの成果といいますか、結果も責任も市長に帰結するものでありますので、これは市長が対応されるものと考えておりましたので、組織としては、副市長の職にありますが、個人としてされておりますので、私からは、申し上げることはありませんでした。

○大西洋紀委員　この一連の事実に対して、もうお一方、副市長さんがおられますけれども、当時、お二人で何らかのご協議とかをされたこともございませんか。

○宮脇証人　確か、2月14日に当時の政策部長からツイッター画面を見せてもらったときにも、私は今と同趣旨の話を、確か、同じような話をしたと思います。

個人としてされておられるということで。その時も、和田元副市長も一緒に見とったと思いますけども、別に和田副市長も、そのまま聞いておられたと記憶しております。

○大西洋紀委員　それでは、最後になりますけれども、部下の両課長さんからのご相談等もあったと思うんですけども、副市長のご判断で個別のものであるから心配ないというような、先ほどご答弁があったんですけども、特にそれ以外に、何らか、対応とか、そういうようなご指示を出されたことはございますか。

○宮脇証人　いや、もう税の2課長に、ツイッターの件については税職員は関係ないと、責任はないとそのときに言うただけで、それ以外は特になかったと思います。

○大西洋紀委員　以上です。

○林健太委員長　次に、佐々木委員からお願いいたします。

佐々木委員。

○佐々木敏委員　私の方からも、税情報の市長ツイッターへの掲載についてお尋ねいたします。

まず、個別の税情報が漏えいしてしまうと、市の税務事務全体にどのような影響がございますか。

○宮脇証人　一般的な話をさせていただきますと、税は本当に市民の皆さんが汗水流して、一生懸命働かれて、その中から納めていただいた貴重な財源でありますんで、それにかかる情報漏えい等があった場合は、これは重大な案件になる可能性もあると考えております。

○佐々木敏委員　続いて、職員等が守秘義務違反を犯してしまった場合は、どのような処分が行われますか。

○宮脇証人　職員の、守秘義務も含めて非違行為については、これまでも厳正に審査して、検討して、処分等を行う場合はしっかりと行ってまいりました。ただ、それについて、その処分の内容、量定につきましては、本当に個々のケースを精査してからの話になるかと思えますんで、この場で、一概にお答えするのは難しいかなと考えます。

○佐々木敏委員　続いてですね、市職員がSNSに税情報投稿することは、守秘義務違反に該当しますか。

○宮脇証人　これも先ほどのご質問の回答と同じでございます。本当に非違行為については厳正な処分を下すべきものでありますんで、一概のお答えは、なかなか

この場では難しいかと考えます。

- 佐々木敏委員 続いてですね、多くの方がSNSを利用する時代情勢の中で、市民の大切な税情報を守るために、税情報漏えいのリスク管理として、このようなことをすると処罰の対象になるということを職員に周知することはないのですか。
- 宮脇証人 まず、税内部におきまして、情報の保護というのは非常に重要な事項ですんで、定期的な研修とか、職場での課長、係長、ミーティング時の訓示とか、それは本当に繰り返し徹底してやってくれておると考えております。また、具体的な情報漏えいについては、税も含めまして、確か、国に準じて懲戒処分の基準というのを市が持っておりますんで、それを職員にしっかりとこれまでも知らしめてきたところではありますが、それを示すことによりまして、本当に基準上も重い処分もあり得るといふのを職員に知らしめてきたところがございます。
- 佐々木敏委員 次ですけれども、税情報の漏えいに関しては、市長は処分の対象となりますか。
- 宮脇証人 先ほど関係法令では、市長はその対象になる、関係法令上は対象になっておったんだと思います。
- 佐々木敏委員 私からは以上です。
- 林健太委員長 次に、千住委員からお願いします。
千住委員。
- 千住啓介委員 それでは、私の方から尋問させていただきたいと思います。
A社の課税情報に係る資料作成についてお聞きしていきたいと思います。
企業との面談のための資料として、当該企業の課税情報についての資料が作成されているということを知ったのは、いつでしょうか。
- 宮脇証人 もう確か、そのツイッターに上がったときであったと思います。
- 千住啓介委員 市長からA社の課税情報を把握しておく目的についての説明はありましたか。
- 宮脇証人 市長からは、それが上がるまでということでしたら、ございません。
- 千住啓介委員 市長指示による資料作成の依頼とはいえ、市長室の職員が個別の課税情報を取り扱うことについて問題意識はありましたか。
- 宮脇証人 これは、まさに市長指示に係る事項でありまして、市長室の職員は、市長事務を補助する立場にありますんで、当然、市長が全ての事務ができるわけではありませんで、その中で資料整理とか、そういう市長報告用の資料に整えたりする中で、市長室職員が市長の補助として触るといいますか、触れるといい

ますか、それは問題はないと思います。

○千住啓介委員　　今のはA社についてなんですが、今回、情報公開を請求したところ、ほかにもですね、税務室から市長室、税務室が作った他社の企業の情報がございました。

委員長、これを宮脇元副市長に資料提供したいですがよろしいでしょうか。

○林健太委員長　　はい。

〔宮脇証人に当該資料を配付〕

○千住啓介委員　　少し見ていただきたいんですが、いわゆる、今回ツイッターに掲載されたA社の課税情報が載っている資料が2枚あります。そして、おそらく5社というか、5行になっておるんですが、5社の税情報が出ている資料があります。あと、緑地率に係る特定工場44社の税情報の資料があるかと思います。この資料について少しお伺いしたいんですが、その資料について、作成された経緯については把握されておられますでしょうか。まずは、5社の方であります、5社、5行になっている分の資料は、これを作れといった資料作成の経緯については、把握されていますでしょうか。

○宮脇証人　　経緯ということですが、この資料自体の公文書公開請求がありましたと、こういう形で回答をする予定ですという、所管、確か総務であったかと思いますが、所管からの、税か、すいません、ちょっとそこも記憶があれですけど、税から報告があった時点で、市長報告資料として出していましたというのを聞いたところであります。

○千住啓介委員　　それでは、その44社の方も同様ということによかったでしょうか。

○宮脇証人　　これも、併せて公文書公開請求が出てまいりまして、その回答の中で、これも一緒に資料としてはあったかと記憶しております。

○千住啓介委員　　税情報をもって、今まで市の政策判断を行ったことはありますでしょうか。

○宮脇証人　　判断の直接の資料というのは、私も政策に携わってきた期間もありますが、直接的にこの税情報をもって何か判断したとか、判断が変わったというのはなかったと思います。ただ、いろいろな、その企業さんの経営状況とか経済状態とか、その産業分野の動向等の参考資料の一つとして、そういう資料も、具体的にどれがあったかまでは、今日はお答え、そこまで記憶がありませんが、そういうのは、参考資料としては、あったかなと思っております。

○千住啓介委員　その納税の大小によって、多い、少ないによって政策を変えていくということは今までにあったでしょうか。

○宮脇証人　それはありえないと思います。

○千住啓介委員　今までに副市長として面談を、数々の企業の方々ともされてきたと思います。そのときに税情報を事前に調べて、その企業と面談したことは過去にあったでしょうか。

○宮脇証人　具体的に、その企業個別の税額について、本当にその税の納付関係でのご相談とかの場合は、もろに税の資料を見た記憶がありますけど、一般的なご面談の中で、私は、そこまで資料を見た記憶は、今の時点では、ちょっと記憶にはないところです。

○千住啓介委員　では、市長が数々の企業と、数名の企業と会うというときに、税情報を事前に作っていた、作らせていた、持っていたということは、認識しておりましたか。

○宮脇証人　正直、作っていた、作っていないも含めまして、市長面談用資料の、その細かな、具体なところまで、特に報告を受けたこと自体の記憶があまりございません。

○千住啓介委員　私からは以上です。

○林健太委員長　次に、林委員からお願いします。

林委員。

○林丸美委員　私の方からは、市の組織運営についてお聞きしたいと思います。

市長からの指示は、副市長を介さずに通常行われるものなのでしょうか。

○宮脇証人　内容によったかだと思います。私の所管で非常に重要なものについては、私もお聞きするときもありましたし、当然、所管外とかもそうですけども、それはもう、市長のご判断であったかだと思います、基本は。介さずの場合もあったかだと思います。

○林丸美委員　通常、市長からの指示は、どのように担当課に伝達されるかといった明確なものはあるのでしょうか。

○宮脇証人　明確なものというのは、その基準とか、ルールとかマニュアルという意味では、市長室が市長から直接指示を受けて調整、ほとんど調整しておるところであります。そのマニュアルというのは、特にその都度こういう資料作成とか、こういうことで協議をしたいとか、その都度市長から指示があつて、それを聞いた市長室職員が調整をするというのが、実際であったと記憶しております。

○林丸美委員　今回、市長室の担当職員から税制の方に市長指示ということで依頼があったということなんですけれども、その際に上司の決裁を受けていなかったということなんです、こういった決裁を要しないというのは、なぜなのでしょう。

○宮脇証人　直接の、決裁規程というのは、当然、全部の権限は市長にある中で、内容の重い、軽いを含めまして、専決権というのが、専決権制度というのがございます。その中で、局長まで決裁するとか、部長まで決裁するとか、あくまでも市長権限を下に下ろすためのルールが決裁規程と私は理解しております。この場合、市長から直に指示があった場合は、もう市長指示ですんで、最終権限を持つ市長からの指示でありますんで、特に直接という場合もあったかと思えます。

○林丸美委員　今回のように、局長や副市長の決裁を経ずに、市長室の係長から直接、担当課の課長へ指示が行われるということは十分あり得るということですか。

○宮脇証人　そうですね、あったかと思えます。当然、私も副市長ですけども、副市長として、特に時間的に急ぐような場合は、直接、担当課長なり係長に電話して資料作成をお願いするときとかもありましたんで、実際その時、かちっと決裁を改めて課長まで取っているところもあるでしょうし、上司に報告するだけのときもあるでしょうけど。口頭の報告でもしっかり上司の承認を得たことには、取り扱い上はなると思えますんで、そういう形で様々なケースがあったかと思えます。

○林丸美委員　そうやってケースによって変わるということは、組織としては問題ないという認識ですか。

○宮脇証人　しっかり決裁という形で記録に残したり、上司報告を後からになっても行っておれば、特段大きな問題はないと私は考えておりました。

○林丸美委員　以上です。

○林健太委員長　次に、三好委員からお願いします。

三好委員。

○三好宏委員　では、私の方から尋問をさせていただきます。

市長ツイッターのホームページ掲載について聞いていきます。

一点目ですが、明石市ホームページの市長室のページに市長ツイッターが埋め込まれていたということを知ったのはいつですか。

○宮脇証人　すいません、いつもホームページ見ておらへんのかと言われてたらちょっと申し訳ないんですけども、こうした形で、当委員会でご指摘というか、ご質

間があるまで、正直、私は存じ上げませんでした。

○三好宏委員　では、市長ツイッターに企業の課税情報が掲載された当時、市のホームページからこの情報が見られたことを認識していましたか。

○宮脇証人　当時はしておりませんでした。

○三好宏委員　先ほども一部ありましたが、市長ツイッターでの発信は、明石市の公式見解であると判断していましたか。

○宮脇証人　市としての公式見解では、私はないと考えております。ただ、ここが難しいところはあると思いますが、市長という公人としての個人的な意見、公性は一定あったと思いますが、あくまでも、市長としての個人的意見であったと。具体的な境界は難しいと思いますが、そういう考えでございました。

○三好宏委員　では、その市長ツイッターの発信が明石市の公式見解でないのであれば、明石市の公式ホームページにおいて市長ツイッターが見られたことについて、課題認識としては、お持ちですか。

○宮脇証人　認識として、知ったのがつい最近ですんで、もう今の時点で、私、私人としての認識にもなってしまうかもわかりませんが、ただ、さっきも言いましたように、公人としてというのがありますんで、一定の公共性はあると考えておりますんで、そこはお答えを明確にするのは難しい面がありますが、一定の公共性を考えれば、少し、一定の理由があったのではないかと考えております。

○三好宏委員　市長ツイッターが明石市の備品である端末から更新されていることを知っていましたか。

○宮脇証人　知りません。

○三好宏委員　それは知らないということですね。

○宮脇証人　知りませんでした。

○三好宏委員　知らなかった。では、先ほど来、市長として、公人として、ある意味、公の部分と、それから市長個人としての私的な部分っていうような線引きがなかなか難しいというお話であったかと思えます。そんな中で、この税情報が市長、私的な、当初、私的なっていうような表現だったと思うんですが、私的なツイッターで情報が発信されたということに関しては、副市長としてはどういうふうにお考えですか。

○宮脇証人　個人的に上げられていますけども、あくまで市長、公人として、そのご判断、権限と責任のもとに市長としては判断して上げられています。ただ、それはもう、あくまで個人的に上げられておりますんで、これについての責任とい

いますか、成果もあるかもしれませんが、成果と結果、責任については、全て市長に帰結するものだと考えております。

○三好宏委員 はい、分かりました。

次に市の組織運営、市職員の法規範意識についてお伺いしたいんですが、本件の市長ツイッターへの企業の課税情報掲載について、第三者委員会を設置するような考えは一切なかったんですか。

○宮脇証人 なかったです。

○三好宏委員 そもそも、第三者委員会を設置する権限は誰にあるのでしょうか。

○宮脇証人 市が設置するとなると、権限は市長になってくると思います。

○三好宏委員 市のトップである市長が法令違反等が疑われる場合に、第三者委員会を設置することは不可能なのでしょうか。

○宮脇証人 その質問は難しいかと思いますが、いずれにせよ、私は第三者委員会というのも本会議のご質問でもあったかと思いますが、もう認識としては、繰り返しになりますが、このツイッターに上げたことは、市長が個人的に上げられたことですので、その第三者委員会をどうするかどうかは含まれるかもしれませんが、その対応については市長が、これからはしっかりとされていくものだと考えております。

○三好宏委員 はい、分かりました。

以上です。

○林健太委員長 次に、梅田副委員長からお願いします。

梅田副委員長。

○梅田宏希副委員長 それでは、何点かお聞きします。

徴税吏員の守秘義務を守るということで、副市長もその所管で一員ということでございますが、副市長として守秘義務を守るために気をつけていることは何でしょうか。

○宮脇証人 徴税吏員としての守秘義務というご質問でありますので、少しちょっとずれるかもわかりませんが、私はもう人事、総務の経験も長うございまして、地方公務員法の職員が守るべきルールのもっと大きいものの一つが守秘義務でありますので、それについては、副市長になる前の職員時代より、従前より、これについては、しっかりと認識してきたつもりでありますし、職員にも、それは徹底すべき事項の一つとして、繰り返し言ってきたつもりでございました。

○梅田宏希副委員長 明石市には弁護士資格を持った職員が多数いらっしゃいます。

本来、本件のような法令違反が懸念されるような場面においては、この弁護士職員、弁護士資格のある方々が、この見解について取り組むべきであろうと思うんですが、この市の今の体制は、機能する体制だったんでしょうか。

○宮脇証人 副委員長はそういうお考えでのご質問かと理解させていただきますが、私としましては、先ほどから本当に繰り返しになりますが、市長としてではありませんが、個人的にやられた、行われたことでありますので、これについては、市としてというよりも、市長個人がしっかりとご対応をすべきものと考えておりました。

○梅田宏希副委員長 今回のこの法令遵守のための組織体制というのは、健全に、個人的とはいえ、公人であり、明石市長でありますので、こういうようなことが懸念されることについて、健全に機能していないという判断でしょうか。

○宮脇証人 本当に繰り返しになりますが、当時、私、副市長としての考えは、あくまで市長が個人的にされたものでありますので、しっかりと市長が説明責任も含めてご対応されるものと考えておりましたので、市としてという、そのフレームまで広げてというのは考えておりませんでした。

○梅田宏希副委員長 最後に、副市長は市長を補佐する立場でございますが、県からの報告も来ていまして、ツイッターに載っているということを含めまして、両副市長で市長に進言をしたということはありますか。

○宮脇証人 この件については、ほかにもいろいろ、これまでも副市長として、議会からの様々な市長へのご意見も含めて、いろいろ市長とはお話をさせてきていただきましたけれども、このツイッターについては、もう先ほどから、本当に何回目なのかわかりませんが、市長が個人的に上げられたものでありますので、和田元副市長とも別に進言についての話もしておりませんでしたし、進言自体しておりません。

○梅田宏希副委員長 以上です。

○林健太委員長 以上で各委員からの尋問は終わりましたが、この際、確認しておきたい事項等がある委員はおられますか。

千住委員。

○千住啓介委員 それでは、私の方から少し、もう少しお聞きさせていただきたいなと思います。

今回のA社の税情報を公開したことについて、市長は、公益性があると判断したため行ったということ、がしかし不適切だったというふうな発言をされてきまし

た。そんな中で、やはりどこに公益性があるのだろうかということも、当委員会と
してもしっかり把握する必要があるかと思っておりますので、そのA社との面
談について、少しお聞きさせていただきたいなと思います。

先ほど市長とA社の面談について、主尋問で林委員長からさせていただいたと思
うんですが、主な目的は、まず、2月と12月に面談されているんですが、2月
の面談の報告はあったと、主な目的はある程度聞いておられたということですが、
主な目的とは、2月の面談の主たる目的はどのようなものだったのか、お聞かせ
ください。

○宮脇証人 口頭での報告でしたんで、記憶もはっきりしない部分があって申し訳
ないんですが、緑化率の件、水上バイクの啓発の件、あと西明石地区の関係の件
か、申し訳ありません、そのような記憶程度でございます。

○千住啓介委員 今回のツイッターを、A社の情報公開を、情報漏えいしたときに、
緑地率のことも触れながらツイートされておりました、市長は。緑地率の面談、
2月の面談について、緑地率について、どのような報告を聞いたか、内容はお答
えできる範囲でいいんで教えていただきたいと思います。

○宮脇証人 本当に、お答えできる範囲も、緑地率の話をした程度の報告であった
と思います。

○千住啓介委員 そこはうまく話が行ったというふうな内容であったでしょうか。

○宮脇証人 うまくいくというのがどういう状況を指すのか難しい部分があるかと
思いますが、一定話をされたのはされたという。私が認識する程度しか、申し訳
ありませんが、報告自体は聞いていなかった記憶でございます。

○千住啓介委員 次に、12月の面談について、少し記憶が飛んでおるというふう
なお話だったんですけども、これの主な目的は、ご報告はあったでしょうか。

○宮脇証人 その時も同じような、すいません、本当にここは虚偽の答弁もできま
せんので、あまり、というか、先ほどと同じような緑化とか、水上バイクとか、
同じようなテーマであったのかなぐらいしか、おぼろげに記憶がございません。
申し訳ございません。

○千住啓介委員 公益性がどこにあるのかということ、私どもも、しっかりつま
びらかにしていきたいなという思いなんです、その12月のA社との面談の報
告の中で緑地率の話もおそらくあったらと考えられるんですが、その内容
も記憶にあまりないでしょうか。

○宮脇証人 はい。

○千住啓介委員　かなり高圧的な発言があったという話も聞いたんですが、そういったことの報告はあったでしょうか。

○宮脇証人　そこまでは、ちょっと記憶には、私の記憶にはないですけど。

○千住啓介委員　今回のツイッターに、元副市長が考える、市長が情報公開をしたところの公益性というのは、あると認識されていらっしゃるでしょうか。

○宮脇証人　それは市長のお考えでありまして、これから市長がこの件についてしっかり対応する中でご確認いただくものかなと考えておりますんで、私の意見は、ちょっと言うことは差し控えさせていただきたいと思います。

○千住啓介委員　以上です。

○林健太委員長　ほか、ございますか。

以上で、宮脇証人への尋問を終了します。

宮脇証人におかれましては、長時間ありがとうございました。

それでは、暫時休憩いたします。

再開は、午後3時といたします。

お疲れさまでした。

午後1時48分　休憩

午後3時　再開

○林健太委員長　地方税法上の守秘義務調査特別委員会を再開いたします。

これより、証人尋問に入ります。

和田証人におかれましては、お忙しい中、ご出席くださいます、誠にありがとうございます。本特別委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定により行うものですが、同条の規定において、証人の尋問に当たり、民事訴訟法の規定が準用されることとなっています。これにより、証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、証言が、証人または証人の配偶者、4親等以内の血族、もしくは3親等以内の姻族の関係、または、その関係にあった者が刑事訴追を受ける、または、有罪判決を受ける事項に関するとき、また、これらのものの名誉を害すべき事項に関するときは、証言を拒むことができます。これらに該当する場合は、その旨を申し出ていただきますよう、お願いいたします。

もし、これらの正当な理由なく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または、10万円以下の罰金に処せられることとなりますので、あらかじめ、ご承知いただきたいと思ひます。

また、証人に証言を求める前に、証人には、宣誓を行っていただきますが、この宣誓につきましても、先ほど説明いたしました証言を拒む場合と同様の理由に該当する場合には、宣誓を拒むことができます。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以内の禁錮に処せられることとなっておりますので、あわせてご承知おきください。

それでは、法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。傍聴人、報道関係者を含め、場内におられる方は、全員ご起立ください。

[全員起立]

○林健太委員長 証人は、宣誓書を朗読してください。

○和田証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。令和4年5月10日、和田満。

○林健太委員長 皆様、ご着席ください。

証人は、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

[証人、宣誓書に署名、捺印]

○林健太委員長 これより証人に証言を求めます。

最初に、委員長から共通項目について尋問を行い、次に、各委員からの尋問を行うこととします。

証人席には、メモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、証人は、必要に応じてお使いください。

なお、委員及び証人は、それぞれ着席したまま尋問及び証言を行っていただいで結構です。

では、はじめに、人定尋問を行います。

あなたは、元明石市副市長の和田満さんですか。

○和田証人 はい。

○林健太委員長 次に、住所、生年月日、職業については、事前に記入していただいた確認事項のとおりで間違いございませんか。

○和田証人 はい、間違いありません。

○林健太委員長 それでは、私から主尋問を行います。

まず、徴税吏員の守秘義務について尋問いたします。

徴税吏員に課せられた守秘義務について説明してください。

○和田証人 地方税法で徴税吏員の守秘義務がございますし、地方公務員法でも同じような守秘義務がありまして、秘密を守る、守秘をするという義務が課されておりますが、特に地方税法で徴税吏員に課されていますのは、税を徴収するという特別権力関係といえますか、非常にきつい公権力行使、わかりやすく言えば、強制的に調査なり、申告を取ったりするというような公権力の行使が発生しますので、そういった中で市民の皆様にしっかりとその辺のことを、信頼関係を持って徴税事務を遂行するためには、そういった守秘義務を特別な形で課されているという特殊性が税の世界にはあるというふうに認識をしています。

○林健太委員長 地方税法における守秘義務と地方公務員法における守秘義務の違いを説明してください。

○和田証人 今、申し上げましたように、ほとんど差はないんですけれども、やはり先ほど申し上げましたように、税法については、特にそういった個人情報に接する機会が多く、調査なりが強制的に入ってきますので、知る機会がありますので、特にそういった特殊性に鑑みて、地方税法の方で徴税吏員についての守秘義務を規定されているというふうに理解をしております。

○林健太委員長 副市長は、地方税法の守秘義務を課せられていますか。

○和田証人 地方税法上の守秘義務というのは、徴税吏員のことでよろしいんですよね。徴税吏員には当たっていませんので、所管でない副市長については、地方公務員法上の守秘義務が課せられているという理解をしております。

○林健太委員長 泉市長は、地方税法の守秘義務は課せられていますか。

○和田証人 はい。

○林健太委員長 次に、税情報の市長ツイッターへの掲載について尋問いたします。

税情報が市長ツイッターへ掲載されたのを知ったのはいつですか。

○和田証人 後で聞きますと、2月12日に載せたということなんですが、私はツイッターをしていませんので、次の14日、月曜日に、当時の市長室長から話を聞いたというのが最初です。

○林健太委員長 投稿について事前に市長から相談等ありましたか。

○和田証人 ありませんでした。

○林健太委員長 投稿後、市職員から相談や報告等ありましたか。

○和田証人 税務の職員が、宮脇副市長のところに報告に上がった後、立ち話でこういうことがあったということの報告を受けて、それでは詳しい内容については、

宮脇の方から聞きますということで、立ち話ではありました。

○林健太委員長 税情報投稿に係る問題点が指摘された後、市長から相談等がありましたか。

○和田証人 1時からの宮脇副市長の質問の時にもお答えさせていただきましたけれども、その時点がよくわからないんですけれども、少なくとも、ツイッターに関するいろんなお話を市長の方から相談を受けたこともございませんし、それまで職員の方からも相談を受けたことは、その時まではなかったです。

○林健太委員長 次に、市長とA社の面談について尋問いたします。

ツイッターへの税情報投稿のきっかけとなった2月7日の面談には、副市長は同席されておりましたか。

○和田証人 していません。

○林健太委員長 事前に面談の目的については把握をされておりましたか。

○和田証人 はい。概略的な話としましては、その前に、明石のほうのA社の職員の方が面談されて、それを受けて本社の方からそれなりの方が来て、その続きのお話といたしますか、いろいろなお話を市長の方がされたという認識であります。

○林健太委員長 同席されなかった理由はございますか。

○和田証人 これも先ほどもお話ありましたが、市長との面談は、基本的には市長が面談をする、副市長対応の場合は副市長だけがするというので、特に入らなければならない場合、例えば、私の方がよく状況を理解しているとか、その時に同席した方が話がわかりやすいとか、そういう特段の事情がある場合は同席するケースもありますが、通常は、市長の面談については市長が対応されているという例が多いです。

○林健太委員長 同席していた市長室長から報告は受けましたか。

○和田証人 先ほど申しましたように、項目立てて、例えば、水上バイクの話があったとか、空爆の犠牲者の慰霊の話が出たとか、緑化率の話が出たとか、そういう項目の話がありましたが、それもそれだけで、中身の突っ込んだような報告というのは、当然ありません。

○林健太委員長 A社との面談は、定期的に行われていますか。

○和田証人 毎年、年末のご挨拶には必ず来られておまして、両副市長でお会いすることが多いです。

○林健太委員長 先ほどの尋問で、両副市長の対応が通例というところではありますが、今回、市長が面談されたというところですが、事前にその旨は報告を

受けておりましたか。

○和田証人　　いいえ。一応、それも年末のご挨拶だったものですから、通常、市長も公務多忙なんで、挨拶ぐらいでしたら副市長がお会いしてご挨拶しようかなという事は思っておったんですが、その時期にちょうど、A社と行政とのいろんな課題がありますので、それについて市長の方からそういったお話をしたいというような希望があったのではないかとということで、市長が会うということになったというふうに理解しております。

○林健太委員長　　2月の面談に先立って行われた12月の面談に同席されておりましたか。

○和田証人　　いいえ、しておりません。

○林健太委員長　　その際、12月の面談の目的は事前に把握されておりましたか。

○和田証人　　先ほど申し上げましたように、それぞれA社と行政との間の課題がいくつもありましたので、そのお話を市長が直接お話ししたいということで、市長が会われたという理解をしております。

○林健太委員長　　こちら12月の面談ですけれども、同席していた市長室長からの報告は受けましたか。

○和田証人　　さっき言いましたように、こんな話があったということで、水上バイクの話とか、そういう話があったということで、その一つ一つの項目についての深い報告というのはありません。

○林健太委員長　　以上で私からの尋問を終了いたしまして、これから各委員からの尋問に移りたいと思います。

それでは、大西委員からお願いいたします。

大西委員。

○大西洋紀委員　　それでは、私の方から、2項目めの税情報の市長ツイッターへの掲載について、副市長に聞かせていただきたいなと思います。

この市長のツイッターへの投稿を知られたとき、副市長として、どのような問題点を認識されたかということについて、お教えいただきたいと思います。

○和田証人　　その課税情報が載ったということに対してのことですらよろしいですか。

○大西洋紀委員　　はい。

○和田証人　　それは、1時の宮脇副市長の時のお話にもありましたが、あくまでも市長が個人的にツイッターを上げていることですので、それについては、組織として対応するべきものではないだろうというふうに思っております。

○大西洋紀委員　　そうしますと、そういったご認識なんですけれども、今のご答弁からいきますと、副市長として市長に何らかの善処方がいるんじゃないかというような進言はされなかったですか。

○和田証人　　はい。進言を求められてもおりませんし、進言もしておりません。

○大西洋紀委員　　続きまして、もう一方、副市長さんがおられて、両副市長さんの間では、何らかの、この件に関して何らかの、お二人で協議をされたのかなと思うんですが、いかがですか。

○和田証人　　それにつきましては、先ほども申し上げましたが、市長が個人的にツイッターで上げていることですので、これについては、組織的な対応ではなくて市長がどうするかを判断すべきものであるということで、宮脇副市長とは二人で確認をしました。

○大西洋紀委員　　それでは、部下の市の職員さん、とりわけ今回は、市民税課長さんと、もうお一方おられたかな、ご相談というのか、報告があったとは思いますが、その際に何らかの指示とか、副市長として部下に対して何らかのお話をされましたか。

○和田証人　　それにつきましては、先ほどちょっとご回答させていただきましたけれども、そんなに深く協議をしたわけではなくて、税の職員が宮脇副市長のところでこういう報告をしましたということを知りましたので、宮脇副市長から内容を聞きますということでありましたので、直接、税務室職員への指示については、宮脇副市長の方からされたというふうに理解をしております。

○大西洋紀委員　　はい、結構です。

○林健太委員長　　次に、佐々木委員からお願いいたします。

佐々木委員。

○佐々木敏委員　　私の方からも、税情報の市長ツイッターへの掲載についてお尋ねいたします。

まず、個別の税情報が漏えいしてしまうと、市の税務事務全体にどのような影響がございますか。

○和田証人　　一概に全部が同じような状況ではなくて、個々、個別の状況にあったことが想定されますので、一概にこれがこうや、あれがこうやということは言われへんかなと思いますけど。

○佐々木敏委員　　職員等が、守秘義務違反を犯してしまった場合はどのような処分が行われますか。

- 和田証人　あくまでもこれは仮定の話なんで、一般論で申し上げますと、そういう事案が発生しましたら、それぞれの事案の調査を行いまして、それがどういうことであったのか、原因なり、影響なり、そんなことを総合的に勘案して処分などを検討するということになると思います。
- 佐々木敏委員　続きまして、市職員がSNSに税情報を投稿することは守秘義務違反に該当しますか。
- 和田証人　それも個々具体的な話で、その状況なり、事案を精査してみてもからの判断になるかというふうに思います。
- 佐々木敏委員　多くの方がSNSを利用する時代情勢の中で市民の大切な税情報を守るため、税情報漏えいのリスク管理として、このようなことをすると処罰の対象になるということを職員に周知することはないのですか。
- 和田証人　それは1時の宮脇副市長が、総務なり税の所管をしていますので答弁されたとは思いますが、その都度ですね、OJTなりを使ったりとかということで職員に対しての啓発をやっているという認識であります。
- 佐々木敏委員　税情報の漏えいに関しては、市長は処分の対象となりますか。
- 和田証人　法的に言うと、当然、徴税吏員でございますから、対象になるということですが。
- 佐々木敏委員　以上です。
- 林健太委員長　次に、千住委員からお願いいたします。
- 千住委員。
- 千住啓介委員　それでは、私の方から尋問させていただきます。
- A社の課税情報に係る資料作成について、数点お聞きさせていただきたいと思えます。
- 今回ツイッターに出されました資料でございます、企業との面談のための資料として、当該企業の課税情報についての資料が作成されていることを知ったのはいつでしょうか。
- 和田証人　それについては記憶が定かではありませんが、ツイッターに出された2月12日の時点では、情報が出たということで14日に報告が来ましたので、少なくともその時点では、そういった資料が作成されて上がってきたんだというふうに理解いたしております。
- 千住啓介委員　次に、市長からA社の課税情報を把握しておく目的についての説明はありましたでしょうか。

○和田証人　　そもそも、その資料作成に携わっておりませんので、それについてはわかりません。

○千住啓介委員　　市長指示による資料作成の依頼とはいえ、市長室の職員が個別の課税情報を取り扱うことについて、問題意識はありましたでしょうか。

○和田証人　　私も長い間、市の職員をしておりまして、秘書業務を長くやっておりますので、当然、市長指示があつて、それを直接市長が担当の方に下ろすことはあまりなくて、それぞれ市長室を通じてそれぞれの所管にいろんな依頼が来ますので、そういった情報を依頼し、また、情報が返ってきたときに市長の依頼にあった内容で合っているのかどうか、それは必ず確認せんと、子供の使いはではないですから、ちゃんと確認して市長の指示があつた内容であるなということを確認して出しますんで、それは市長室の通常業務としてはありうることでありまして、その取り扱うという、知り得ることについての問題ではなくて、それを漏えいしたりとかしたらあきませんが、取り扱う、当然、守秘義務は、地方税法上ではなくて地公法上の守秘義務がありますんで、それはその守秘義務に基づいてやっていますんで、取り扱うことについて問題はないと理解しております。

○千住啓介委員　　次に、証人にちょっと資料提供をしたいんですが、今回、この問題が明るみになった後に情報公開請求を行いまして、市が、税務室の方が、いわゆる政策室、市長室から依頼を受けた税情報があります。それを提供したいのですが、よろしいでしょうか。

○林健太委員長　　はい。

〔和田証人に当該資料を配付〕

○千住啓介委員　　まず、4部あるかと思うんです。まずは、A社の課税情報が載った、ツイッターに出た分と、その続きの分と思われる分と、あと、特定企業の44社の税情報が載っているもの、そして5行、5マスというか5行ですね、5社だと思つていますが、5社の税情報が載っているもの。この資料があつたということは、認識されておりますか。

○和田証人　　今の段階では認識しております。

○千住啓介委員　　いつ認識されたでしょうか。

○和田証人　　このツイッターに載せてある分については、2月14日です。それぞれ公文書公開の決定通知をする場合は、所管ではございませんけども、情報提供ということで、所管の方からこういった形で公文書公開の資料を提供しますということでありましたので、多分それぞれの公文書公開決定通知書の日付の数日前

には知り得ていたというふうに理解、今、記憶しております。

○千住啓介委員 情報公開請求があった数日前ということですので、出す数日前ということですので、その目的は、なぜそれを作ったかという目的は、把握していないということではなかったでしょうか。

○和田証人 はい。事務的にこういう公文書公開請求が出てきて、こういう形で出します、いつ付けで出しますということだけで、公文書公開を請求された方の意図とかいうのはわかりませんので、当然、把握しておりません。

○千住啓介委員 長年、副市長としてやってこられたと思うんですが、他の企業、たくさんの企業と面談するときに、そのような税情報を事前に把握するということは、過去にあったでしょうか。

○和田証人 ありました。例えば、普段はないんですけども、どこまでお話したらいいかわかりませんが、例えば、ある企業が市内に本社を移して営業を始めたときに、例えばよくあるのは、今度、明石市内に工場なり、本社が来ましたんということで、役員の方がご挨拶に来られるときがあります。その時に、例えば、仮にそういう方が入ってきたときに、税としてどのぐらい負担していただけるんかとか、どれだけまちづくりに貢献していただけるかというようなことで、参考の基本情報といいますか、そういうことで、そのときに今回、例えば本社を移転していただいてありがとうございます、これで明石市も税収も伸びて、いろんなまちづくりがやれますとかいうような、お礼といいますか、会話する材料として、税の情報を扱う可能性はありますけども、それはあくまでも推定でありまして、当然、税額とかそんなんわかりませんが、概ねこのぐらい、例えば税収払っていただけるんちゃうかというような情報をいただいて、それに対して、ご挨拶のいろんな話題といいますか、お礼を言えるような資料としては、一応算定してくれへんかというような依頼をしたことはございます。

○千住啓介委員 そのような税情報をもって市の政策判断をすることがありましたでしょうか。

○和田証人 ありません。

○千住啓介委員 もし、その納税額の大小によって政策を変えるということは、政策判断をするということはあったでしょうか。

○和田証人 ありません。

○千住啓介委員 今回の税情報の資料、先ほど4部説明させていただきましたが、いわゆるA社だけが詳しく書かれた情報が載っておりました。その理由というの

は、市長からお聞きしたでしょうか。

○和田証人　　いいえ。お聞きしておりません。

○千住啓介委員　　私からは以上です。

○林健太委員長　　次に、林委員からお願いします。

林委員。

○林丸美委員　　私の方からは、市の組織運営についてお聞きしたいと思います。

市長からの指示は、副市長を介さずに行われるものなのでしょうか。

○和田証人　　本当にケース・バイ・ケースだと思います。例えば、それにかかる時間とか、緊急性でありますとか、重要性でありますとか、個々の判断が入ってくるといいますんで、場合によっては市長から直接下りる場合もありますし、両副市長に集まってもらって、これについてどうおろしていこうかというような相談をしながら下ろす場合もございます。

○林丸美委員　　そうしましたら、通常、市長からの指示、本来のルートとしては、どのように担当課に伝達されるかっていう、マニュアル的なものはありますでしょうか。

○和田証人　　マニュアルはないんですけれども、長年の慣行といいますか、すいません私もずっと市長室におりまして、三、四人の市長に仕えてきましたけど、まずは市長からの指示というのは職務命令ですんで、それをきちっと命令を伝えるというのが市長室の仕事ですんで、それについていちいち、例えば、そのことが政策の意思決定でありますとか、政策に大きく影響するとかいうことであれば、決裁を取るんですけれども、通常の資料の請求であるとか、そんなんは、私が各所管の方に資料を求める場合もそうですけど、いちいちそういう決裁でありますとか、そんな手を通さずに市長室の職員に、例えば、福祉の担当の方にこういう資料を出してもらおうように言うて下さいというようなことでやりますんで、通常はそういう流れになっております。

○林丸美委員　　それは、泉市長に限らずということでもよろしいでしょうか。

○和田証人　　はい。

○林丸美委員　　今回のように、局長や副市長の決裁を経ずに、市長室の係長から直接担当課長へ指示が行われるということは、おかしいことではないということですか。

○和田証人　　あり得るといえるか、例えば、私がいろんな資料を要求する場合でも、いちいちその下の、例えば、部長なり、課長なりですね。決裁を取るといえるか、

相談することなく、市長室の職員にこういう資料を担当の方からもらってくださいということでやりますので、それについては、通常の流れだというふうに思います。

○林丸美委員 組織として問題はないという認識ですね。

○和田証人 ですから、それが非常にその市政運営で大きな影響があるとか、何かの政策、事業で意思決定をすることかということであれば、当然、決裁を起こしてやりますけども、通常の資料の要求でありますとか、いろんな事務連絡とか含めて、協議とかも含めて、そういうことについては、決裁を起こすというような作業はしておりません。

○林丸美委員 以上です。

○林健太委員長 次に、三好委員からお願いします。

三好委員。

○三好宏委員 では、私の方から尋問させていただきます。

まず、市長ツイッターのホームページへの掲載についてお伺いしたいと思います。

明石市のホームページの市長室のページに市長ツイッターが埋め込まれていたことを知ったのはいつですか。

○和田証人 つい最近といいますか、この問題が発覚して、そういったいろんな話が出てきたときにお聞きしました。

○三好宏委員 市長ツイッターに企業の課税情報が掲載された当時、市のホームページからも、この情報が見られたことを認識していましたか。

○和田証人 していません。

○三好宏委員 市長ツイッターでの発信は、私的な発信であると判断していましたか。

○和田証人 当然、先ほどの話じゃないですけど、決裁を取って市としての意思決定をしてツイッターをしているわけではございませんので、市長が個人でツイッターの内容をしていますので、そういう意味では、個人のツイッターであると思えますけれども、その中で、ちょっと、私の想像なんですけども、その中で市長としては、当然、市の行政のPRといいますか、施策の広報もあるんで、そういう一定の公共性があるのでそこにつないでいったんではないかというふうには思います。それはもう市長に聞いていただかないと分からないかなと。

○三好宏委員 次に、市長ツイッターでの発信が明石市の公式見解でないのであれば、明石市の公式ホームページにおいて市長ツイッターが見られることにつ

いての課題認識はありましたか。

○和田証人　そもそもツイッターが市のホームページから繋がっていることさえ認識しておりませんでしたので、そういう、どうか、こうかというような、考えることはなかったです。そもそも知らなかったものですから。

○三好宏委員　今となっては、その課題意識っていうのは、お持ちですか。

○和田証人　今は、もう副市長でありませんので、一般私人ですんで、それについてコメントは差し控えたいと思います。

○三好宏委員　市長ツイッターが、明石市の備品である端末から更新されていることを知っていましたか。

○和田証人　いいえ、それも知りませんでした。

○三好宏委員　通信費なんかも実際には税金で、公費で支払われていたっていうようなところがあります。先ほどもあったように、公式なのか、それとも私的なのかっていう部分で、ちょっとグレーゾーンっていうようなところの印象があるんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○和田証人　一概に白か黒かで分けるのは非常に難しいと思います。その中で、当然、本当に私人としてのボリュームが大きい内容もありますし、これについては、ほとんど市のホームページで流している情報と同じ、市の公式見解と市長のツイッターの見解が一緒の部分もございまして、ですからその部分については、ある程度の公共性といいますか、公として役に立っている部分はあると思いますんで、それをもう白か黒かは判断できませんので、それについては、もうそこはもう、公費の分でやるかどうかというのは、それはもう市長の判断というか、政治判断だとは思いますが。

○三好宏委員　そういういろんなツイッターがあったわけですけど、それに関しては、市長と何か協議するようなことは一切なかったんですか。

○和田証人　そもそも私はツイッターをしていませんので、素人ですんで、そういうこともあったかどうかわかりませんが、市長がツイッターを始める件とか、こういう税情報の話とかは、一切、市長とはお話ししたことはございません。

○三好宏委員　次に、市の組織運営、それから市職員の法規範意識についてお伺いをしたいと思います。

本件の市長ツイッターへの企業の課税情報掲載について、第三者委員会を設置するような考えはなかったんですか。

○和田証人　はい、ありませんでした。

- 三好宏委員　　そもそも、第三者委員会を設置する権限は誰にあるのでしょうか。
- 和田証人　　当然、市が設置するとなれば、市のトップである市長であると。
- 三好宏委員　　市のトップである市長に法令違反等が疑われる場合に、第三者委員会を設置することは不可能なのでしょうか。
- 和田証人　　理論的には可能だと思います。
- 三好宏委員　　理論的には可能であると。それはどういった形の。
- 和田証人　　市長の判断だと思います。
- 三好宏委員　　市長の判断、市長を自ら、おそれがあるので設置していただきたいということがあれば。
- 和田証人　　明らかにしようとするのかは、これについてはもう一応結論が出るから、もう設置しないとか、その辺の判断は市長の判断だと。
- 三好宏委員　　今回、市長は不適切なので削除したっていうようなところで、ただし、法令違反ではないというような答弁が議会の中でもありましたが、それに関しては、内部で情報共有であったり、この第三者委員会を立ち上げるにあたって、市長がそう言うてるから立ち上げなくていいんだっていうような流れだったんですか。
- 和田証人　　いや、そもそも、第三者委員会を設置するという話し合いがなかったですね。少なくとも私のところでは、来ておりません。
- 三好宏委員　　それはもう、あくまでも市長判断によって、その必要性がないというような判断をされたので、議論に値しなかったと。
- 和田証人　　いや、もともと、先ほどお話しましたように、これについては、市が組織的に動く話ではなくて、市長の個人的な話、個人的な部分の話なんで、それについての最終的な判断、責任、権限もありますから、それについては、最終的には市長が判断するべきものであって、市が組織的に対応する話ではないというふうに理解しております。
- 三好宏委員　　この件、市長の私的な部分なんだけれども、公の部分も含んでいて、非常に複雑であったのかなと、そういうふうに認識していますが、そういうグレーゾーンというか、そういう部分に関しては、庁内では、もう一切触れることはなかったということですか。
- 和田証人　　具体的にどういう事案、課題についてどうやったということでお話いただければ、それに答えますけど、グレーゾーンというのが、どこまでグレーゾーンか分からへんので、グレーゾーンに対してどう対応したかということと言

われましても、具体的にちょっとお答えできないというふうに思います。

○三好宏委員 先ほどもお話があったように、公の部分も多い、しかし私的なことも発信されているっていうことに関しては、どうなんですか。

○和田証人 それはもう、市長が判断すべきことだというふうに思っておりますので、市長がそれについて公性の部分と、個の部分とがきちっと整理されるべきものであろうとは思っています。

○三好宏委員 今一度聞きますけど、その情報が明石市の公式のホームページから見られたっていう状況ってというのは、今はどう思われますか。

○和田証人 今は、もう一市民ですので、それについてのコメントは差し控えたいと思います。

○三好宏委員 当時の副市長としては、どう思われますか。

○和田証人 当時の副市長は知りませんでした、その時点で。仮の話は、ちょっとコメントしにくいと思います。

○三好宏委員 分かりました。

○林健太委員長 次に、梅田副委員長からお願いします。

梅田副委員長。

○梅田宏希副委員長 それでは最後になりますが、市の組織運営、市職員の法規範意識についてお聞きします。

先ほど、和田副市長は徴税吏員ではないと、所管が違うということでしたけど、今は所管が違うということですが、両副市長で市長から委嘱を受けたら徴税吏員になる立場でございますので、お聞きしたいんですが。この徴税吏員の守秘義務並びに地方公務員法における守秘義務等について、副市長の時代にどのようなところに気をつけていたかということをお聞きしたいと思います。

○和田証人 一般的に公務員が守秘義務を負っているのは、地公法で書いてありますから、当然、守秘義務は課せられている責務だというふうに理解しておりますし、地方税法を元に、徴税事務を行う職員については、地方税法のほうでさらにそういう規定がありますので、しっかりと守秘義務を守っていかなくてはならないという認識はございます。

○梅田宏希副委員長 次に、明石市の弁護士資格を持った職員が多数いらっしゃいます。聞くところによると、都道府県だとか市町村だとか、多くの自治体の中では唯一の数と聞いていますが、本来、本件のような法令違反の懸念されるような場面において、この弁護士職員が多数いるという体制の中で、これは機能したん

でしょうか。

- 和田証人 これにつきましては、弁護士の数の問題ではなくて、取り扱う課題の種別の問題だというふうに思っています。それにつきましては、先ほどもご答弁、ご回答させていただきましたように、これは、あくまでも市長の個人のツイッターで上げたものですから、それについては、市の組織として対応すべきものではなくて、市長が自らの判断と責任で解決すべき問題だというふうに理解しておりますので、あえて弁護士に相談するとか、そういうことはしませんでした。
- 梅田宏希副委員長 と、いうことは、特別職としての市長の権限と責任において行ったということを以前、答弁がありましたけれども、特別職の副市長として、市長補佐する立場として、今回のような事案が起きたときに、進言をする立場にあったのではないかと思うんですが、その進言をしたのかどうか、もう一度お聞きします。
- 和田証人 先ほども申しましたように、例えば、はっきり公共部分、パブリックの部分でいろんな課題があった場合については、当然、進言すべき立場にあると思いますが、今回の場合については、そういった行政の中の話ではなくて、市長が上げているツイッターの中の話ですんで、それについては、副市長として、求められると意見は申す可能性ありますけれども、あえてこちらからは、行政組織の問題ではございませんので、進言はしておりません。
- 梅田宏希副委員長 公式ホームページにツイッターが掲載されているということが事実としてあったわけですので、その辺りが個人的なツイッターとは言いにくいところがあるんですが、そういう面での市長を補佐する、特別職の副市長として二人が市長に進言しなかった理由というのは、責任と申しますか、そのあたりはどのようにお考えですか。
- 和田証人 繰り返しになりますが、今回の市長のツイッターについては、あくまでも市長が、別に市が決裁を取って上げるというような決定をしたわけではなくて、市長が個人のツイッターで上げた分ですんで、明石市長泉房穂という個人のツイッターですんで、組織として対応すべき問題ではないという理解の上で進言などはしておりません。
- 林健太委員長 以上で各委員からの尋問は終わりましたが、この際確認しておきたい事項等がある委員はおられますか。
千住委員。
- 千住啓介委員 主尋問でA社との面談についてお話があったと思うんですが、そ

のあたりを少しお話を聞かせていただきたいなど。この尋問をさせていただく理由は、市長がA社の税情報をツイッターで上げました。ここには、市長はその上げたことに対して公益性があると判断したため上げたんだというふうなコメントも出されております。やはりその公益性とは一体どこにあるのかということ私たちがつまびらかにするために、A社との面談内容というのは、しっかりと把握しないといけないということで尋問させていただきたいんですが、同席をされていなかった、報告は聞いたということですが、12月にA社と市長が面談をされました。その内容をもう少し詳しく、知っていることを教えていただきたいと思えます。

○和田証人 先ほど申し上げたことが全部で、その中の一つ一つの細かいことには報告を受けておりませんので、先に申し上げたところぐらいしかないとします。

○千住啓介委員 12月に行って、2月にも行い、2回行ってあります。12月では、ある程度、話も挨拶というふうな話でしたが、ある程度話がまとまらずに2月に行ったという、そんな認識でしょうか。

○和田証人 報告を聞きましたのは、あくまでも12月については、明石の方だったんで、その本社の経営陣の方とお話をもう一度したいので日程調整をしてくださいということで、話し合いが終わったというふうに聞いています。

○千住啓介委員 12月のその内容の中で、市長がかなり高圧的な発言をされたということはあったのでしょうか。

○和田証人 市長のことですからどんな話をしたかわかりませんが、ひょっとすると、そういう高圧的になるのか、播州弁独特の話なのかかわかりませんが、少し荒い言葉があった可能性はあると思えますけど、その内容については把握しておりません。

○千住啓介委員 庁内でこのA社との面談も通じてですね、公益性がこの情報公開をするということで、公益性のあるような協議等はされたのでしょうか。

○和田証人 公益性の、すいません、もう1回ちょっと、公益性のある協議というのは、ちょっとすいません、分かりません。

○千住啓介委員 ちょっと質問を変えます。今回ツイッターを上げるにあたって、市長との協議はあったのでしょうか。

○和田証人 ありません。

○千住啓介委員 今回のA社の情報をツイッターで上げたところに公益性があったとの認識を、当時はされていなかったのでしょうか。

○和田証人　その当時は、ツイッターの中身については、把握したのが14日ですけれども、その時点での公益性云々の話は、そういう議論というか、話はなかったと思います。

○千住啓介委員　ツイッターを見たときに、副市長として、公益性があると判断はされましたでしょうか。

○和田証人　公益性の有無についての判断はしておりません。

○千住啓介委員　以上です。

○林健太委員長　ほかに、ございますか。

以上で、和田証人への尋問を終了いたします。

和田証人におかれましては、長時間ありがとうございました。

それでは、暫時休憩いたします。

再開は、午後4時とさせていただきます。

お疲れさまでした。

午後3時47分　休憩

午後4時　再開

○林健太委員長　地方税法上の守秘義務調査特別委員会を再開いたします。

次に移ります。

次回委員会にて証人喚問を行う対象者について、協議したいと思います。

証人喚問を行う者について、ご意見等はございますか。

大西委員。

○大西洋紀委員　本件の調査にあたり、これまで6人の市職員等に対し、証人尋問を行ってまいりましたが、今回は、本件のツイッターへの投稿を行った当事者である泉市長を証人として召喚し、徴税吏員の守秘義務について、税情報の取扱いについて、市長ツイッターへの課税情報掲載について、市長とA社との面談について、企業の課税情報に係る資料作成について、市長ツイッターの明石市ホームページ掲載について、市の組織運営について、以上7項目についてお聞きしたいと思います。

○林健太委員長　それでは、委員の皆様にお伺いいたします。

ただいまご意見がありましたとおり、本件調査にあたり、徴税吏員の守秘義務について、税情報の取扱いについて、市長ツイッターへの課税情報の掲載について、市長とA社との面談について、企業の課税情報に係る資料作成について、市長ツ

イッターの明石市ホームページ掲載について及び市の組織運営について確認するため、泉市長に次回委員会にて証人として出頭いただき、証言を求めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林健太委員長　　ご異議なしと認めます。

では、次回委員会にて、市長に証人として証言を求めることに決定しました。

証人の尋問に要する時間につきましては、1時間から2時間程度としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林健太委員長　　では、そのように決定させていただきます。

次に、証人に出頭いただく日時と場所についてですが、5月27日の午前10時、場所は、本会議場といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○林健太委員長　　ご異議なしと認めます。

それでは、以上、決定した内容をもちまして、議長へ証人の出頭要求を行うことといたします。

以上をもちまして、地方税法上の守秘義務調査特別委員会を閉会いたします。

次回は、令和4年5月27日の午前10時から開会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時2分　閉会

以上は、本委員会の記録であることを証するため、明石市議会委員会条例第20条の規定により押印する。

地方税法上の守秘義務調査特別委員会
委員長 林 健 太